

民生福祉行政

ヘルプマーク・ヘルプカードの導入について伺います。

精神障害を抱えている人や、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からないことがあります。

さらに、駅や商業施設、スーパーなどで、突発的な出来事に対して、臨機応変に対応できない人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などが困難な人もいます。

そうした人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくする取り組みが「ヘルプマーク」です。

また「ヘルプカード」は、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

これらは、東京都などで普及されています。

電車やバスの中で、席を譲ってもらいたいと感じる人は、外見上障害を抱えた人だけではありません。

疲れやすかったり、同じ姿勢を保ったりすることが困難な人もいます。

このような人は、優先席に座っていると、不審な目で見られストレスを受けることもあります。

あるパニック障害を抱える人は、市内の商業施設でパニックが起き、その場にうずくまってしまったそうです。

その人は、専用の薬を携行しており、薬を飲めば安定しますが、それが出来ずに苦しんだそうです。

そのような時に、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」があれば、周囲の配慮や援助が促され、大変助かる、と話していました。

広報ふくやま 12 月号には、障害者差別解消法が来春から施行されることが掲載されていますが、意思表示があった場合、負担にならない範囲で配慮を行うことが必要となります。

ヘルプマークやヘルプカードは、そのような時に有効な施策です。

広島県は、ホームページ上で「東京都のヘルプマークを参考として、…今後「あいサポート運動」の中でこういった方法がよいのか検討する」と記載していました。広島県とも連携し、福山市として、ヘルプマークを導入することを求めます。また、「優しさと思いやり

を広める」というローズマインドの理念とともに、ヘルプマークの周知徹底を求めます。以上についてお答え下さい。

乳幼児医療費助成制度について伺います。

同制度は、子育て世代を応援し、少子化に歯止めをかけ、すべての子どもたちの健康を等しく守るという重要な役割を果たす制度です。この制度が果たしている役割と必要性を見れば、小中学校の義務教育と同様、すべての子どもを対象にした施策であるべきではないでしょうか。

全国では、対象年齢が中学卒業や高校卒業まで、さらに進んだ自治体では22歳までへと拡大されています。所得制限の撤廃も進み、すべての子どもを対象にした医療費の無料化が広がっています。

広島県内では、三原市が今年7月より、中学卒業まで助成対象を拡充しました。また、府中市も来年度から中学3年生まで通院・入院ともに助成対象を拡充するとのことでした。

通院の助成対象が就学前までの自治体は、近隣市町では福山市のみとなり、本市の助成制度は極めて遅れている状況です。制度拡充は喫緊の課題ですが、市長の認識についてお示しください。

地方自治体が独自に医療費助成の対象を拡充した場合、国民健康

保険の国庫負担を減額している措置の見直しが、現在、国において検討されているとのことです。

この国保へのペナルティがなくなれば、自治体としてさらなる制度拡充が可能になるのではないのでしょうか、市長のご所見をお示し下さい。

本市が今年7月に実施した、「市民意識調査アンケート」によると、「理想の子どもをもつための条件」の必要な施策として、子どもの医療費助成の充実が上げられています。また、同調査の「子育て支援に効果的な行政の取り組みとして、「医療費助成などの支援措置」の要望が多く寄せられました。

我が党が実施した、市内の保護者を対象としたアンケートでも、一番多い要望は「医療費助成の拡充」でした。

アンケートには「アトピー性皮膚炎や喘息などは、長期的に受診しなければならず医療費が多額になる。中学卒業まで無料になればとてもありがたい」、「子ども優先で親は病院に行かない」「喘息で通院代と薬代で月1万円は超え経済的にとても負担」など、助成対象の拡充や無料化を求める切実な声が多く寄せられました。

本市としても、市民の切実な要望に応えるならば、中学卒業までの通院・入院無料化を実現するべきですがご所見をお示し下さい。

高齢者施策、高齢者虐待と介護従事者の処遇改善について伺います。

市内の介護事業所で介護職員が80歳代の入居者に対し虐待をしていたことが、新聞報道で明らかになりました。いま全国では、介護施設の職員による虐待が増加傾向にあります。

厚生労働省の調査結果によると、2013年度の高齢者虐待判断件数は、1万5952件でした。そのうち、221件は養介護施設従事者等による虐待であり、非虐待高齢者数は402人に上ります。虐待事案が発生した事業所種別は、特別養護老人ホームが69件で最も多く、次いで、グループホームが34件、介護老人保健施設・有料老人ホームはそれぞれ26件でした。

身体的虐待が最も多く、ついで心理的虐待、介護等の放棄となっています。虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術に関する問題」が一番多く、「職員のストレスや感情コントロールの問題」「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」と続きます。

入所系施設では、認知症の高齢者に対する身体的虐待が多いこと

が明らかになっています。

今回の虐待事案も、認知症の高齢者の住まいであるグループホームで行われ、虐待を加えた職員は「徘徊をやめさせたかった。ストレスからやった」と報じられています。

高齢者介護は大きなストレスを抱える仕事であり、介護の知識など専門性と共に高いモラルが必要となります。

市として、今回の虐待事案の原因と課題の分析、解決に向けてどのように対応をするのかお答えください。

市内のある事業所管理者は「介護現場は深刻な人手不足であり、介護資格や経験もない人が福祉現場で勤務するケースが増えている。研修や資格を取得するための時間も確保できず、介護の質の低下が著しい」と、話します。

今年度から始まった介護報酬の引き下げは、事業所の経営をさらに悪化させ、介護職員の処遇悪化を招いています。市内の事業所の管理者は「経営を維持するには、利用者を増やすなどの対応をせざるをえない。

しかし、それが介護現場の過重負担となっており、相当のストレ

ズを抱えながら働いている」と、現場の厳しい実態を話されました。

虐待禁止の啓発や研修を行うことと、合わせて、介護職の劣悪な労働環境の改善と、専門職が働ける職場環境となるには介護報酬の見直しは喫緊の課題ではないでしょうか。

国に対して、早急に報酬引き上げを要望することを求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

教育行政

学校統廃合計画について伺います。

福山市の学校規模、学校配置の適正化計画では、適正規模について、小学校12学級から18学級まで、中学校は9学級から12学級までと規定しています。

この適正規模化によって教育効果があがるとして第1要件の過小規模校を統合していこうとしています。小学校の適正規模は、国の定めている小・中学校の適正基準に基づいています。

住民、保護者の知りたい「学校の適正規模」は、教育的な観点からの「適正規模」です。

子どもたちの学習や成長にとって、ふさわしいとされる学校の規模がどれくらいかというものです。

文科省の「手引」でも、教育的観点からの学校規模の適正化を考える上で「一定の学校規模を確保することが重要」としているだけです。

「学校の適正規模」は、地域の実情によって異なり、全国一律に決められるものではないというのが現在の到達点です。

学校の規模について、行政が一方的に決めるものではなく、教育条件の改善の観点を中心に据えることはもちろん、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民との丁寧な議論を積み重ねて決める必要があります。

ご所見をお示しください。

政策研究大学院大学は、小学校統廃合が児童の学力に与える影響について平成21年から25年度までの分析を行いました。

分析結果は、①統廃合を行った小学校は、行わなかった小学校に比べて、平均正答率が低い。

②統廃合を行った小学校の児童については、統廃合を行わなかった小学校の児童に比べると、家庭学習時間をほとんどしない、もしくは家庭学習の平均値と比べると少ないと回答した児童が多い。

③特に高学年で、学校統廃合は学力や家庭学習時間と負の関係があり、統計的にも有意であった。と結論付けています。

統廃合により、教育効果があがると断言できるものではありません。

現在の各対象校で、統廃合しなければならない理由の具体的検証が必要と考えます。

ご所見をお示してください。

福山市では、学校統廃合を計画している当該地域の住民、保護者等への説明会は、計画を決めてから行っています。

福山市の説明会のやり方について、文科省は「地域にとって学校統廃合をどこでも喜んで受け入れるというところはない、だからこそ[統合する、しない]の選択に関しては、「地域に禍根を残すことになる」ので「丁寧に説明をして」行う事をいっているとの事です。

統合するかしないかについて、保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民とも十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切と手引にも示されています。

市教育委員会は、保護者、地域住民等との話し合いを学校統合の適否の計画を決めた後に行っています。

こうしたあり方は、改めるべきというのが文科省の立場です。ご
所見をお示しく下さい。

計画は、撤回し、あらためて保護者、地域住民と「統合するかし
ないか」も含めた話し合いの場を設けるべきと考えます。

ご所見をお示しく下さい。

学校施設耐震化推進計画について伺います。

11月20日の文教経済委員会で、学校校舎の耐震化について、「前倒して実施する考えはない」との旨の答弁でした。

多くの市民から、「学校耐震化を早く」と強い要望があります。

わが党は、11月11日に、文部科学省を訪ね、本市の耐震化推進計画について見解を尋ねて来ました。

政府としては、「子どもの安全を考え、第一に耐震化を進めるべき。」
「いろいろ自治体には、都合があるかもしれないが、第一にやるべきだ」と強い口調で指摘されました。

さらに、福山市教育委員会は、学校統廃合が予定されている校舎の耐震工事を行わない、とのことですが、これについては、「統廃合に関わらず推進するべきだ」とのことでした。

福山市は、耐震化の遅れの理由として、校舎数が多いことと、夏休みに工事が集中することを、挙げてきました。ところが、本市と同規模の校舎を保有する、千葉市は97.1%、浜松市、静岡市では100%完了しています。

また、夏休みに工事を集中させるのではなく、プレハブ校舎の設置など、対応策はいくらでもあります。

そこでお伺いします。

福山市の校舎耐震化が、全国と比較しても遅れている理由は、財政課題が理由なののでしょうか。または、「福山市が、災害が少ない」土地柄である、ということが理由なののでしょうか。お示し下さい。

改めて、「福山市耐震化推進計画」を見直し、前倒して校舎の安全確保を優先的に進めることを強く求めます。

以上について、お答えください。

特別支援教育について伺います

「障害者権利条約」は、障害のある人が障害のない人と平等に人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するために、教育の分野で、障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず、参加を保障されるという「インクルーシブ教育」を提唱しました。

これは子どもの「最大限の発達」と「社会への完全かつ効果的に参加すること」を根底にすえ、そのために教育条件を整備することを掲げています。

そのため、福山市の教育制度全体が「インクルーシブ教育」にふさわしいものとなるよう、改善し、発展させることが必要です。

これらの事を踏まえ、諸点について伺います。

特別支援学級などの、職員体制についてです。

本市の学校で、特別支援教育を受ける子どもは、小学校 1020 人、中学校 280 人です。特別支援学級数は、小学校は 207 学級、中学校は 66 学級です。

これは、2007 年度と比較して、小学校では、児童数は 2.8 倍、学級数は 2.2 倍に、中学校では、生徒数は 2.1 倍、学級数は 1.3 倍の増加です。

それ以外に、特別な配慮が必要な、通級指導教室に通う子ども達は、小学生の言語で 96 人、情緒で 404 人、中学校では LD・ADHD で 74 人であり、特別支援学校在籍及び通級指導教室利用の児童・生徒総数は、約 1900 人に上ります。

市は、この間、障害のある児童生徒を支援するために、介助員や学校支援員、県費による「複数教員による指導のための非常勤講師」を配置してきましたが、支援ニーズに追いついていません。

介助員は、現在、小学校は 142 人、中学校は 35 人が嘱託職員として配置されています。配置要件は、「基本的に児童・生徒数 5 人当たり 1 人」であり、学校支援員については「実態に応じて配置する」とのことです。

ある学校では、「授業中に教室を飛び出し、廊下を走り回る生徒を教頭先生が追いかける、といった状況があるなど、子ども達の安全をいかに守るか、命がけ」とのことでした。

介助員がおらず、担任だけで対応しているクラスもあるとのこと、現場からは、「とても手が回らない」という声も聞かれます。

そこで伺います。

介助員について、仮に、児童・生徒 5 人当たり、全ての学級に配置すると、小・中学校でそれぞれ、何人必要になりますか？

さらに、学校支援員は、今年度、小・中学校からそれぞれ、何校、何人の申請があり、実際に配置された充足率は、それぞれ何%ですか？具体をお答えください。

また、学校支援員について、学校から申請を出しても、教育委員会が「実態に応じて判断」し、配置できないこともある、とのこと

です。しかし、学校現場が、最も詳しく実態を把握しているのであり、教育委員会は、学校からの申請については、完全に應えるべきです。

一人一人の児童生徒のニーズに合った支援を行えるよう、全学級に介助員を配置した場合の所要額と、学校支援員を全ての申請があった場合の所要額をお示し下さい。

さらに、予算を増額し、介助員、学校支援員の抜本的な増員を求めます。お示し下さい。

次に、特別支援学級について伺います。

特別支援学級では、一人一人の障害の程度が違い、毎日変化する子どもたちを支援し、学びを保障するための専門性が欠かせません。

ところが、市内では、クラスの大規模化が進み、カーテンなど、一つの教室を仕切って活用している学校があるとのこと。

これでは、情緒障害など、多動の子どもにとって落ち着いた環境とは言えません。

このような学校は、何校あり、その対策はどのようにしているのか、お答えください。

根本的には、小・中学校ともに、児童・生徒数が八人で一学級という、国の特別支援学級の編成基準に問題があります。

インクルーシブ教育と言いながら、十分な財政措置を行わない国の姿勢を改めさせ、学級編制基準を引き下げよう、国に求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

子どもたちが落ちついて学び、その子のニーズに合った支援を進めるためには、少人数学級を実現することが喫緊の課題です。

加配や非常勤職員の雇用、嘱託ではなく、正規職員の抜本的な増員を行うべきです。

そのためには、35人学級を国に強く求めること、また、市が率先して35人学級を実施すべきですが、ご所見をお示し下さい。

次に、通級指導教室についてです。

障害を持つ子ども達や保護者から切実に求められているのが、通級指導教室を増やしてほしいということです。

現在、小学校は、言語障害が6学級、情緒が17学級、中学校は、LD・ADHDが4学級しかありません。

市域面積がこれだけ広い本市で、余りにも少な過ぎます。

通級指導教室が地域に通う学校にないために、車で通学せざるを得ず、保護者の雇用など、生活を大きく変えざるを得ない実態もあります。

通級指導教室を抜本的に増やすべきですが、お答えください。

農林水産業振興

ＴＰＰの「大筋合意」の影響について伺います。

政府が10月に大筋合意した、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）で、共同通信社は11月14日、全国知事・市区町村長に賛否を問うアンケート結果をまとめました。その結果は、反対が36・9%と賛成の23・0%を大きく上回っています。

福山市は、「どちらかというとな賛成」と回答し、その理由は、「今後の日本経済の発展に大きく貢献する部分もある」とのことです。

また、ＴＰＰによって、本市で、「鉄鋼」が、最も影響を受けることが予想される生産物で、予想される影響として、「今後、自動車、家電等の輸出増加に伴い、鋼材の生産量も増加することが予想されるため、鉄鋼業を主な産業とする本市においては、プラスに働く」と回答しています。

しかし、ＴＰＰは、農林水産業を衰退させるばかりか、自治体運営へ数多くの影響を与える他、自動車産業は、「影響は軽微」と言われています。

「鉄鋼新聞」によると、日本の主力の輸出産業である自動車で、数多くの品目の関税が段階的に引き下げられたり、即時撤廃されるため、鉄鋼業界も「歓迎ムード」と報じられています。

ところが、週刊エコノミストによると、自動車産業では、日本の自動車生産額は「4000 億円減る」との結果が出されています。

もともと、自動車関税の場合、アメリカ向けの乗用車の関税は、現行の2・5%が当面続き、協定発効 15 年後から、段階的削減が始まり、撤廃は 25 年後です。

関税が即時撤廃になるのは、ニュージーランドやペルーなど、輸出台数に占める割合が1%以下の小さな市場です。

そのため、トヨタ自動車は「どのくらい利益になるのか分からない」と答えていますが、自動車産業はすでに海外生産が進んでおり、「TPPの影響は軽微」としているのです。

さらに問題なのは、TPP交渉は、秘密交渉だったため、実際には何がどこまで決定されたか、明らかにされていません。

全て詳細にわかるのは協定発効後 4 年が経過してからなので、賛否の判断ができない、というのが実態です。

第 2 の問題は、安倍内閣が、2012 年の総選挙公約や国会決議を反故にし、自ら設定した主要 5 品目だけでなく大半の農林水産品の自由化に応じる一方、アメリカの完成自動車関税の撤廃を、25 年後に譲るなどアメリカ言いなりの姿勢です。これは、国内の自動車産業にとっても不利となります。

第 3 に、関税撤廃だけにとどまらず、医療、知的所有権、食品安全、労働分野など関税障壁の撤廃が待ち受けています。

第 4 に、今回の協定案では、一度協定が締結された場合、規制を再強化できない「ラチェット条項」が入っています。

さらに、多国籍企業の利益を守るために投資規制の制限や、ISDS（投資家対国家の紛争解決手続き）条項も盛り込まれました。

これらにより、大型店の出店規制や進出工場に対し、地域内からの労働力と原材料調達を求める規制は出来なくなり、市内の中小企業振興の障壁となります。

第 5 に、政府調達について、国や自治体が発注する場合には、TPP 域内企業を最恵国待遇しなければなりません。

しかし、対象となる自治体の範囲や最低調達額は、明らかでないため、自治体の公契約や、公共事業の発注に、大きな影響を与えることとなります。

これらを踏まえれば、決して「賛成」できるものではありません。

このような理由から、本市に与えるメリットも少なく、TPPは推進すべきではありませんが、改めて、ご所見をお示し下さい。

また、市内経済へ、どのような影響を及ぼすのか、早急な調査が必要です。広島大学の細野賢治教授の試算では、市内の農業産出額の減少率は、43.2%との試算がありますが、市内の全産業へ与える影響を、詳細に把握する必要があります。

アンケートの回答では、「商工会議所等を通じて、影響調査を考えている」とのことですが、市として、全産業へ与える影響評価が必要です。お答えください。また、国会決議を反故にしたTPPについて、政府に対し、撤退を求めることを要望します。

以上について、お示し下さい。

市立大学等への期日前投票所の設置について伺います。

福山市は、18歳以上の選挙権が施行される事に伴い、市立大学に期日前投票所を設置することを報告しました。

このことは、18歳以上の新たな有権者に投票を促すことにつながり、評価できます。

この期日前投票所は、1日だけ設置するとの事ですが、その理由と今後の方向性についてお示してください。

現在、フジグランでは、6日間期日前投票所が設置され、効果をあげているとのことです。

市立大学での投票所設置日数をフジグランと同じ設置日数とするよう求めるものです。ご所見をお示してください。以下、次の点について、お答えください。

1、私立大学や多数の市民が集う場所に期日前投票所を設置すること。

1、新たに有権者となる高校生への周知啓発活動を行うこと。

1、高齢者、障害者の投票参加を増やすため、郵便による投票制度について適用対象者の拡大をおこなうこと。

1、期日前投票、不在者投票等、投票制度について、様々な機会を通じて周知徹底すること。

1、投票所のバリアフリー化を行うこと。

商工行政 小規模事業所振興策について伺います。

2014年6月20日に、小規模企業振興基本法が成立しました。

これは、これまでの中小企業施策を大きく転換するもので、従業員数20人以下、商業・サービス業では5人以下の小規模企業が、市内経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることに着目し、支援策を国・自治体・支援機関等が連携して実施することを定めたものです。

この法律は、3つのポイントがあります。

第1は、中小企業基本法の基本理念である「成長戦略」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」の重要性を位置付けている点です。

これまでの中小企業政策は、支援の対象が、創業や急成長型の中小企業に特化していましたが、産業の空洞化や、内需不振が長引く中、「事業を継続」していること自体を評価している点が重要です。

第2は、小規模企業の個別支援にとどまらず、商業集積や産業集積にはたす役割を評価し「面」としての支援の必要性を述べています。

第3は、個人事業主や家族経営などの零細業者、従業員5人以下の「小企業者」に着目し、小規模事業者の9割を占める小企業者が地域経済の主役であると位置づけ、その振興が必要だとしていることです。

小企業者は外部環境の変化に弱いため、国と地方自治体に対し、個々の状況に寄り添った積極的な支援を進めていくとしています。

そして、同法第7条で、地方自治体が条件に応じた施策を策定し、実施する責任を設けています。

そして、市として「小規模企業振興計画」を策定する実施責務を定めています。

さらに、市が行うべき施策は、大別して4点あります。

一つは、多様な需要に応じた、商品・サービスの販路拡大、新事業の展開を促進するため、情報収集、事業拠点の整備、また、必要な資金の円滑な供給。

二つ目は、小規模企業の創業の促進、事業継承のための制度の整備、経営方法の取得促進のための施策、必要な人材育成や確保、そのために教育機関との連携や、広報活動の充実です。

三つ目は、地域経済の活性化に資する事業推進です。

そのため、小規模事業者が共同して行う事業への助成や、必要な資金の円滑な供給、情報提供です。

四つ目は、適切な支援体制の整備とともに、施策の実施のための手続きの簡素化で小規模事業者の負担軽減を図る、としています。

これらの点に留意し、市として、小規模企業振興計画を作成することが必要となってきます。

そこで伺います。

新たに制定された小規模企業振興基本法についての、市としての認識と、同法に基づいた、今後の施策展開について、お示し下さい。

また、地域経済の土台を支え、貴重な物づくりの技術を持っている小規模事業所が、不況の下で後継者をつくれず、廃業や倒産に追い込まれることが多くなっています。

課題や支援策の具体化のためにも、市内全ての小規模事業所の実態調査を行うべきだと考えますが、お答えください。